

概要スライド

# EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）解説 (基礎編)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2024年5月



# 目次

<b>CBAM制度のポイント</b>	<b>3</b>
<b>I. CBAM規則の概要</b>	<b>4</b>
1. CBAMの適用範囲 ①対象事業者／対象国・適用除外	5
2. CBAMの適用範囲 ②対象セクター・製品と適用除外	6
3. CBAMの導入スケジュール	7
4. 本格適用後の手続きと義務 ①手続きと義務	8
5. 本格適用後の手続きと義務 ②体化排出量の算出・検証	9
6. 本格適用後の手続きと義務 ③体化排出量の算出方法	10
7. 本格適用後の手続きと義務 ④CBAM証書の扱い	11
8. 罰則と事業者の迂回行為	12
<b>II. 移行期間に関する実施規則の概要</b>	<b>13</b>
1. 移行期間の報告手続き ①報告対象・報告申告者	14
2. 移行期間の報告手続き ②登録・報告書提出	15
3. 移行期間の報告手続き ③体化排出量の算出方法	16
4. CBAM報告書の作成 ① 提出、当局の評価と罰則	17
5. CBAM報告書の作成 ②排出量のモニタリングと算出	18
<b>III. 今後の見通しと日本企業への影響</b>	<b>19</b>
1. 今後の見通し	20
2. 日本企業への影響と対応	21
<b>主な参考資料</b>	<b>23</b>

# CBAM制度のポイント

- 1. CBAM規則の対象製品**：当初はカーボンリーケージのリスクが高い一部製品のみ
- 2. 「体化排出量 (embedded emissions) 」<sup>※</sup>に適用**

(※) EU域外から域内に輸入された対象製品の生産に伴う（製品に含まれる）  
温室効果ガスの排出量
- 3. 規則上の義務の対象は、対象製品をEU域外から輸入する域内の事業者**
  - 輸入量と体化排出量を記載した「CBAM申告書」を欧州委員会が設ける「CBAM登録簿」に年1回提出
  - 体化排出量の検証を認定検証者に依頼して検証報告書を取得、対象製品の輸入に対して炭素価格に相当する賦課金を納付（「CBAM証書」<sup>※</sup>を購入し輸入した製品の体化排出量に応じた証書を納付）  
※ 証書価格はEU-ETS排出枠価格と連動して設定
  - 対象製品について域外すでに炭素価格を支払っている場合は、これに対応する費用をCBAM証書を納付する負担から控除可
- 4. 段階的適用**：移行期間（2023年10月～2025年末）→ 本格適用（2026年1月～）
  - 移行期間は本格適用時の規定を確定するための情報収集の役割を果たす
  - 移行期間では輸入事業者の義務は体化排出量などの報告のみに限られ金銭的な負担は生じない
- 5. WTO規則などEUの国際的な義務に準拠するよう設計**

# I . CBAM規則の概要

# 1 | CBAMの適用範囲 ①対象事業者／対象国・適用除外

- 対象製品の輸入に先立ち「認可申告者」の地位を取得した事業者だけが対象製品をEUに輸入できる。
- EU域外の全ての国から輸入する対象製品に適用（適用除外あり）。

## CBAM規則の対象事業者

### 認可CBAM申告者（認可申告者）

#### ■ EU域外から対象製品を輸入するEU域内の事業者

- 輸入に先立ち「認可申告者」の地位を取得するため認可を申請
- 認可申告者だけが対象製品をEU域内に輸入できる
- 製品の体化排出量の報告やCBAM証書の購入・納付の義務を負う
- EU域外生産者は対象製品を輸入する認可申告者から排出量のデータを提出するよう求められる可能性がある
- 移行期間中は、認可申請はないが、CBAM報告書の提出に先立ち、輸入国の所管当局にシステム利用の申請を行う必要がある

## CBAM規則の対象国

### EU域外の全ての国から輸入する対象製品に適用

#### ■ 適用除外の条件（下記2点を満たすこと）

- EU-ETSが適用されているか、EU-ETSと排出量取引制度が完全に連結することで合意済みの国・領土
  - 国：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス
  - 領土：メリリヤおよびセウタ（アフリカ北岸スペイン領）、ビュージンゲン（スイス領内のドイツの飛び地）、ヘルゴラント島（北海ドイツ領）、リヴィーニョ（スイス国境にあるイタリアの自治体）
- 原産国で支払われる炭素価格が対象製品の体化排出量に対して実効的に課され、提供される還付金がEU-ETSに従って適用される還付金の額を超えない場合
- **輸入電力**：EU域内電力市場と統合されている国・領土で、輸入電力にCBAMを適用する技術的解決策がない場合、一定条件に基づき適用を免除（現行規則には免除国の記載はなし）

## 2 | CBAMの適用範囲 ②対象セクター・製品と適用除外

- 現時点での対象セクターは、セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム、化学（当面は水素のみ）、電力。最終的には、EU-ETSの適用範囲との一致を想定。
- 対象製品には、前駆体（フェロシリコマンガン、フェロシリコクロム、鉄鉱などの投入材料）の一部や川下製品（ねじ、ボルト、ナットなど）の一部も含まれる。

### CBAM規則の適用範囲

CBAM対象製品 <sup>※1</sup>	対象となる温室効果ガス		
	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	亜酸化窒素 (N <sub>2</sub> O)	パーフルオロカーボン (PFC)
セメント	●	—	—
肥料	●	● <sup>※2</sup>	—
鉄鋼	●	—	—
アルミニウム	●	—	●
水素	●	—	—
電力	●	—	—

(※1) 適用除外：△1貨物につき150ユーロを超えない製品 △域外からの個人旅行者の荷物に含まれ150ユーロを超えない製品 △軍事目的の製品

(※2) 無水アンモニアおよびアンモニア水以外 (CNコード2814)

(出所) CBAM規則

### 3 | CBAMの導入スケジュール

- **移行期間（2023年10月～2025年末）**：輸入事業者／間接的通関代理人による体化排出量等の情報を記載した「CBAM報告書」の四半期ごとの提出のみ。
- **本格適用開始（2026年1月）**：認可申告者によるCBAM報告書2026年分の期限は2027年5月末。

#### CBAMの段階的導入のスケジュール

時期	内容
<b>2023年10月1日</b>	<b>移行期間の開始</b>
2024年1月末	輸入事業者／間接的通関代理人： <b>第1回CBAM報告書</b> を提出（2023年10～12月の四半期分）（注）
2024年末まで	欧州委員会：対象製品を使用する川下製品のうち規則対象に追加を検討すべき製品を特定（欧州議会・EU理事会に報告書提出）
2025年1月以降	輸入事業者： <b>認可申告者の申請開始</b> 管轄当局： <b>認可開始</b>
2025年末まで	欧州委員会： <b>適用範囲拡大等の見直しを提案</b> （欧州議会・EU理事会に報告書提出） ※規則改正案や影響評価を提示する可能性も
<b>2025年末</b>	<b>移行期間の終了</b>
<b>2026年1月</b>	<b>CBAM規則の本格適用開始</b>
2027年5月末	認可申告者： <b>第1回CBAM申告書</b> を提出（2026年分）
2027年末まで (以後2年ごと)	欧州委員会：CBAMの有効性の評価し、規則の適用とCBAMの機能性の評価について、欧州議会とEU理事会に報告書を提出する ※カーボンリーケージのリスクがあれば法案を提示する可能性も
2030年まで	EU-ETSの全対象セクターへのCBAM適用を目指す
<b>2034年</b>	<b>EU-ETSの無償割当全廃・CBAMへの完全移行</b>

(注) 移行期間中、CBAMに基づく四半期報告を原則として各四半期の1ヶ月後までに行う必要があるが、期限を過ぎた場合でも、報告用ポータル「CBAM移行期登録簿」を通じて加盟国当局に連絡を取ることができる。当局の「遅延提出要請」から30日以内に報告を提出すれば受理される。

(出所) CBAM規則およびEU-ETS改正指令

# 4 | 本格適用後の手続きと義務 ①手続きと義務

## (1) 認可申告者の申請

- CBAM対象製品を輸入するには**CBAM登録簿を通じ「認可申告者」の事前申請**が必要

### 「認可申告者」

- 対象製品の税関申告書を提出している**EU域内輸入事業者**

### もしくは

- 以下の場合は税関申告書を提出している**間接的通関代理人**
  - 報告義務に同意済み
  - 輸入事業者が域外に設立されている

### 「CBAM登録簿」

#### 認可申告者と登録域外事業者・施設の情報を含む電子データベース

- 認可申告者の名称・所在地・連絡先・EORI番号・CBAM口座番号、保証金、CBAM証書の情報等を含む
- 基本的情報は公開されるが非公開の選択も可能

## (2) 管轄当局の認可

- 申請内容が一定基準に適合していれば15営業日以内に認可
- 認可申告者の地位は全加盟国で認識
- 設立から申請年までに2会計年度が経っていない場合、保証金を要求
- 認可後、CBAM登録簿へのアクセスに必要な口座番号を付与

## 域外事業者・施設の登録

- 域外事業者**も要請すれば、事業者・施設の情報を**CBAM登録簿に登録可**
- 欧州委員会による認可通知**日から5年間有効
- 登録に必要な情報
  - 事業者の名称、所在地、連絡先
  - 各施設の所在地と地理座標データ
  - 施設の主な経済活動
- 域外登録事業者**は以下のことが求められる
  - 製品種類別に**体化排出量を算出**
  - 体化排出量の**認定検証者による検証と検証報告書の発行**
  - これらの情報を検証実施後から4年間保管
- 体化排出量の検証に関する情報を認可申告者に開示でき、**登録施設で生産された対象製品の場合、認可申告者は体化排出量の検証でこの開示された情報を使用できる**

## (3) CBAM申告書の提出

- 前暦年分の下記情報を毎年5月31日までにCBAM登録簿から提出**
  - 輸入した製品種類別の総量：電力以外はトン、電力はMWh
  - 輸入した製品の体化排出量の総量：電力以外は各種類の製品1トン当たりのCO2換算排出量トン、電力はMWh当たりのCO2排出量トン（認定検証者の検証が必要）
  - 体化排出量に対応して納付するCBAM証書の総数（原産国で支払った炭素価格分を控除可能）
  - 認定検証機関が発行する検証報告書の写し

# 5 | 本格適用後の手続きと義務 ②体化排出量の算出・検証

## 体化排出量の算出と報告

CBAM対象製品	報告する排出の種類	排出量の報告単位
	本格運用期間	
セメント	直接排出	CO2換算トン/トン（製品生産量）
肥料	間接排出	
鉄鋼		施設単位ではなく製品ごとに算出
アルミニウム	直接排出のみ*	
水素		
電力	直接排出のみ	CO2トン/MWh

\* 鉄鋼のうち「鉄鉱（精鉱および焼いた硫化鉄鉱を含む）：凝結させたもの」（CNコード2601 12 00）は直接排出量と間接排出量が対象。

（出所）CBAM規則

## 体化排出量の検証

- 認可申告者：**CBAM申告書に記載する**体化排出量の認定検証者による検証**を受ける（域外の登録生産施設で生産された製品の体化排出量については、域外の登録事業者が認可申告者に開示した体化排出量の検証に関する情報を使用可）
- 検証者：**検証の原則（規則付属書VI）に従って検証を実施、同付属書に列挙された内容を含む検証報告書を発行

## 「体化排出量」

EU域外から域内に輸入された対象製品の生産に伴う（製品に含まれる）温室効果ガスの排出量

### 電力以外の「直接体化排出量」

**対象製品の生産工程における排出量**（生産で消費される温冷熱の生産からの排出量を含む。温冷熱の生産場所に関わらない）

原則、**実際の排出量**で算出（不可能な場合に限りデフォルト値を使用）

### セメント・肥料の「間接体化排出量」

**生産工程で消費される電力の生産から排出される排出量**（発電場所に関わらない）

原則、**デフォルト値**を使用（一定条件を満たすことを証明できる場合、実際の排出量に基づく算出可）

### 電力の「直接体化排出量」

原則、**デフォルト値**を使用して算出（一定条件を満たすことを証明できる場合、実際の排出量に基づく算出可）

**デフォルト値は欧州委員会が入手可能な最善のデータに基づく。実施法令により定期的に改定**

# 6 | 本格適用後の手続きと義務 ③体化排出量の算出方法

## 実際の排出量に基づく算出：製品の体化排出量

### 製品の体化排出量

$$\text{製品の体化排出量} = \frac{\text{直接排出量} + (\text{間接排出量}) + (\text{投入材料の体化排出量})}{\text{製品の活動レベル (生産量)}}$$

- 直接排出量・間接排出量**：実施法令で定められる生産工程のシステム境界内の排出量で、CO2換算トンで表される。
- 投入材料の体化排出量**：生産工程で消費した投入材料の体化排出量で、今後採択される実施法令で定められた生産工程のシステム境界に関連してリストに掲載される投入材料のみが対象となる。
- 製品の活動レベル (生産量)**：報告期間に当該施設で生産された製品の量（トン）

## 実際の排出量に基づく算出：投入材料の体化排出量

### 投入材料の体化排出量

$$= (\text{各投入材料の質量} \times \text{各投入材料の体化排出量}) \text{ の総和}$$

- 各投入材料の質量**：生産工程で使用する特定の投入材料の質量
- 各投入材料の体化排出量**：生産工程で使用する特定の投入材料の体化排出量（投入材料を生産した施設のデータが適切に測定される場合はその値を使用）

## デフォルト値の使用（電力以外）

- 実際の排出量を算出できない場合、以下のいずれかのデフォルト値を使用する

- 原則、各製品について輸出国ごとに定める平均排出単位（排出集約度）に基づきマークアップにより上乗せした値  
マークアップは、欧州委員会が移行期間中に収集したデータなどから決定して実施法令を採択
- 当該対象製品を生産するEU-ETSの施設で最も実績の悪い下位の施設における平均排出単位に基づく値
- 域外国の特定の地域特性に適合したデータが入手可能で、的を絞ったデフォルト値を決定できる場合は、それに基づく値

## デフォルト値の使用（電力）

- 体化排出量の算出

- 域外国、域外グループまたは域外国内の地域の特定のデフォルト値に基づいて決定
- 上記を入手できない場合は代替的なデフォルト値に基づいて決定

- 間接排出量の算出：以下のいずれかの平均値に基づいて計算した値を決定（欧州委員会は移行期間中にデータを収集、2025年6月末まで採択する実施法令で決定）

- EUの電力網の排出係数
- 電力生産国の電力網の排出係数
- 電力生産国の価格設定源のCO2排出係数

# 7 | 本格適用後の手続きと義務 ④CBAM証書の扱い

## (1) 証書の購入

- 各加盟国が**体化排出量のCO2換算排出量1トン当たり**の電子形式で発行し、中央プラットフォームで販売
- 欧州委員会が中央プラットフォームを管理、加盟国当局が情報にアクセス
- 認可申告者は、輸入した製品の体化排出量に応じて必要なCBAM証書を購入**、認可登録者のCBAM登録簿に購入情報が登録される

## (2) 証書の納付

- 毎四半期末までに、CBAM登録簿に登録した**CBAM証書の数が**、暦年で年初から**輸入した全対象製品の体化排出量**（デフォルト値を参照して決定した排出量）**の80%以上**にする
- 80%に満たず、義務を果たしていないと欧州委員会が判断した場合、認可申告者は口座に十分な数のCBAM証書を揃えるよう求められる
- 毎年5月末までに、体化排出量を検証**したうえで、CBAM申告書に記載した**前年1年間の体化排出量に相当する数のCBAM証書をCBAM登録簿から納付**
- EU域内で製品を生産する施設に対するEU-ETS排出枠の無償割当に対応して、その範囲内でCBAM証書の数を調整

## (4) 原産国支払い分の控除

- 納付の際、域外国の排出量取引制度での排出枠、炭素排出削減制度による課税や課金など、申告する体化排出量のうち**原産国すでに支払われた炭素価格分を控除**できる
- 原産国での還付金や補償のうち**炭素価格の引き下げにつながるものは除外**
- 証明文書の記載情報に対して、認可申告者と原産国当局から独立した者による**認証や、炭素価格を実際に支払った証拠の保管**などが求められる

## (3) 証書の買取請求

- 納付後、CBAM登録簿の口座に残ったCBAM証書は買取ってもらえる
- 認可申告者は6月末までに買取請求を提出
- 買取価格は購入時に支払った価格**
- 前年に購入したCBAM証書総数の3分の1が買取数の上限
- 認可申告者が前々年に購入してCBAM登録簿の口座に残したままのCBAM証書は、欧州委員会が毎年7月1日に抹消（抹消分に対する補償なし）

## (5) 申告書と証書数の審査

- ### CBAM証書の価格
- 輸入製品に課せられるCBAM証書の価格がEU域内で製品が生産された場合に支払う炭素価格を反映するよう、**EU-ETSの排出枠価格に連動**
  - EU-ETS排出枠の価格変動に対応するため、**欧州委員会**が排出枠をオークション販売する共通入札プラットフォームの前週の平均終値から計算し、その週の第1営業日に**ウェブサイトで平均価格を公表**

- 欧州委員会または加盟国管轄当局の調査で、納付するCBAM証書の申告数が不正確であったと見なした場合または申告書が提出されていない場合は、欧州委員会と管轄当局が納付すべきCBAM証書の数を計算
- 管轄当局が納付すべき数を決定して認可申告者に通知し、追加のCBAM証書を1カ月以内に納付するよう要請

# 8 | 費則と事業者の迂回行為

## (1) 費則の理由と罰金額

### ■ 認可申告者への罰金

- **輸入した製品の体化排出量に相当する数のCBAM証書を期日までに納付しなかった場合**  
(前暦年中について翌年5月31日まで)
- 罰金額：未納付のCBAM証書について**体化排出量のCO2換算トン当たり100ユーロ**
- 罰金期日超過の場合、管轄当局が国内法に基づいて罰金を徴収（罰金支払いによりCBAM証書の納付義務が免除されるわけではない）

### ■ 認可申告しなかった者への罰金

- 認可申告者以外のものが、規則に違反してEU域内に対象製品を持ち込んだ場合
- 罰金額：**納付すべきだったCBAM証書の体化排出量のCO2換算トン当たり300～500ユーロ（100ユーロの3～5倍）**
- 金額は、違反した期間や重大性、違反の範囲、意図的な性質の有無、反復性、管轄当局に対する協力程度に応じる

## (2) 迂回行為への対処

### 迂回行為とは・・・

- 規則の義務の一部／全てを回避すること以外に、実施する正当な理由や経済的な正当性が不十分な慣行、プロセス、作業による製品の貿易パターンの変更

(具体例)

- **対象製品でない**（付属書Iに記載されていない）CNコードに分類されるように**製品をわずかに変更**
- **規則適用除外となるよう意図的に小額貨物に分割**

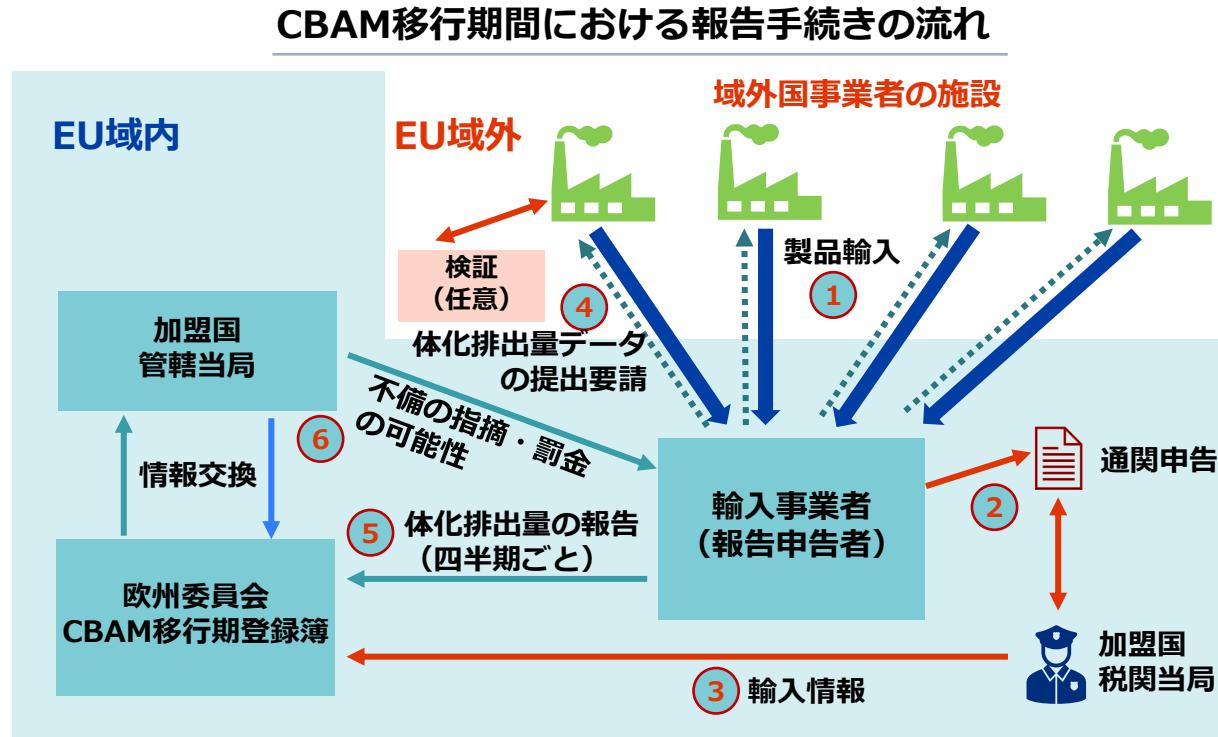
### 迂回対策：

- 
- 欧州委員会による**監視と非政府組織等からの通知**
    - 市民団体からの報告
    - 迂回行為の影響を受けた者からの通知
    - 迂回行為の証拠を発見したNGOからの通知 など
  - 欧州委員会は必要に応じて調査を実施  
(通知受領後9ヶ月以内に完了)
  - 迂回行為が認められれば、欧州委員会はわずかに変更された製品を対象製品に加えるよう規則付属書Iを改正  
(委任法令採択)

## II. 移行期間に関する実施規則の概要

# 1 | 移行期間の報告手続き ①報告対象・報告申告者

## 報告対象と報告申告者



- ①輸入事業者（報告申告者）がCBAM対象製品を域外の施設から輸入 ②通常通りの通関手続き
- ③輸入情報を税関当局（または使用されているITシステム）からCBAM移行期登録簿に通知。情報は四半期ごとのCBAM報告書の完全性・正確性のチェックに使用
- ④報告申告者は当該製品の体化排出量データの提供を事業者に要請（間接的通関代理人が生産施設事業者に要請する場合あり）。事業者は要請されたデータを送信（可能な場合欧州委員会が提供するテンプレートを使用）  
※移行期間中は第三者検証者によるデータ検証は任意
- ⑤報告申告者は四半期ごとのCBAM報告書をCBAM移行期登録簿に提出
- ⑥欧州委員会と加盟国のCBAM管轄当局の情報交換：欧州委員会は管轄当局にCBAM報告書を提出する予定の報告申告者を通知。報告書のスポットチェックを実施し、不備が判明した場合は管轄当局に通知。  
管轄当局は輸入事業者に不備修正や未提出のCBAM報告書の提出を要請。  
※不備が修正されない場合は罰金が科される可能性がある。

（出所）欧州委員会「EU域外の施設運営事業者向けCBAM実施ガイダンス」（2023年11月21日）

## 報告の対象

### 【本格適用時と同じ】

- 付属書Iに記載された製品・セクター（セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム、電力、水素）と温室効果ガス
- 対象原産国も同じ

### 「報告申告者」

体化排出量を四半期ごとに報告する義務を負う者

- 対象製品の税関申告書を提出している輸入事業者

### もしくは

- 以下の場合は税関申告書を提出している間接的通関代理人
  - 報告義務に同意済み
  - 輸入事業者が域外に設立されている

# 2 | 移行期間の報告手続き ②登録・報告書提出

## CBAM報告書の記載内容

一部は報告申告者が域外の施設  
事業者から得たデータに基づく

### 移行期間のCBAM報告書の主な記載事項

製品の総量 ・種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入した製品の数量（電力以外はトン、電力はMWhで記載）</li> <li>製品の種類（CNコード）</li> </ul>
体化排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の生産国、製品の生産施設：事業者名称、所在地、UN/LOCODEコード、主要排出源の地理的座標</li> <li>付属書IIで定義される「使用する生産ルート」（製品の生産に使う技術を反映したもの）、直接排出量を決定するために選択した生産ルートを特定するパラメータに関する情報（付属書IVで定義）</li> <li>製品の体化排出量：生産工程の直接排出量（製品1トン当たりのCO2換算トン）</li> <li>付属書IVが規定する製品ごと特有のパラメータに関する報告要件</li> <li>輸入電力の場合：MWh当たりCO2換算トンで表わした電力で使われた排出係数、および電力の排出係数を決定するために使用したデータソースか方法</li> <li>鉄鋼製品の場合：原材料の特定のバッチが生産された製鉄所の識別番号（判明している場合）</li> </ul>
間接排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品1トン当たりの生産工程の電力消費量（MWh）</li> <li>実際の排出量を報告するか／デフォルト値を報告するか</li> <li>消費した電力に対応する排出係数</li> <li>間接排出量：生産工程に帰属する間接排出量（CO2換算トン）</li> </ul>
体化排出量 に対し原産 国で支払う 炭素価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の種類（CNコード）</li> <li>炭素価格の種類</li> <li>炭素価格の発生国</li> <li>発生国で利用可能な還付金／炭素価格の引き下げにつながるその他補償</li> <li>支払うべき炭素価格／炭素価格制度／補償につながりうるメカニズムの説明</li> <li>炭素価格／還付金／その他補償を規定する法規の条項</li> <li>体化排出量：対象となる直接体化排出量と間接体化排出量</li> <li>排出権取引の無償割当を含めた還付やその他の補償の対象となる排出量</li> </ul>

(出所) CBAM実施規則第3条および第7条

## CBAM移行期登録簿

- 移行期間のCBAM報告書の提出先
- 域外施設の情報や後で利用するための体化排出量の情報を保管
- 管轄当局から報告申告者への通知、報告申告者と欧州委員会、管轄当局の間の連絡・情報交換にも利用
- 登録簿のある報告申告者ポータルへのアクセスには拠点を置く加盟国の管轄当局への申請が必要
- 欧州委員会は報告書を評価して情報を収集 → 本格運用時のCBAM登録簿の基盤に

## CBAM報告書の提出

- 四半期ごとに各四半期終了後1ヶ月以内に提出（1回目の報告書は2023年10月～12月分を2024年1月末までに提出⇒システム不具合で30日間延長）
- 提出した報告書は対象四半期終了後2ヶ月以内まで修正可能（ただし1回目と2回目の報告書については2024年7月末まで修正可能）
- 理由によっては再提出も可

各記載内容の詳細事項は  
実施規則付属書Iで規定

# 3 | 移行期間の報告手続き ③体化排出量の算出方法

## 移行期間中の原則

- 直接排出量と間接排出量の両方を報告
  - \* CBAM規則で間接排出量が対象となっていない製品（鉄鋼・アルミニウム・水素）についても両排出量を報告
- 算出した体化排出量について、CBAM規則で定められる外部の検証者による検証は不要

## 直接体化排出量

- 原産国施設における排出量のモニタリングにより以下のいずれかの算出方法で決定
  - **計算ベース**：測定システムによって得られた活動量のデータ、実験室の分析または標準値から得られた計算に入れるべき要素に基づいて排出量を決定
  - **測定ベース**：排出ガス中の温室効果ガスの濃度と排出ガスの流量を連續的に測定することで、排出量を決定
- 投入材料の体化排出量の算出が必要となる製品の体化排出量の最大20%については、施設事業者により入手可能な推定値に基づいて報告可能（鉄鋼やアルミニウムの川下製品の最終生産工程など、域外の小規模事業者に配慮）

## 2024年末までの適用除外

1年間は代替的な方法による算出を認める（2025年1月以降は実施規則に定められたEU指定の方式だけが認められる）

	以下の3つの方法のいずれかを選択して報告 (排出データの対象範囲・精度がEU指定の方式と同程度である場合)
2024年12月末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が位置する地域の炭素価格制度に基づく方法</li> <li>施設が位置する強制的な排出モニタリング制度に基づく方法</li> <li>施設で採用する排出モニタリング制度で、認定検証者による検証が行われるものに基づく方法</li> </ul>
2024年7月末まで	<p>上記の方法でも算出できない場合、移行期間中に欧州委員会が公表する<b>デフォルト値の利用など他の方法</b>に基づき算出</p> <p>なお、欧州委員会は2023年12月に、移行期間におけるデフォルト値を発表</p>

## 再輸出加工時の扱い

- 再輸出加工手続きの下で輸入した対象製品を同一製品または加工した製品としてEU域内に流通させる場合、**通関手続きを行った四半期の翌四半期のCBAM報告書**で以下の情報を提出
  - 再輸出加工手続き後に域内に流通：対象製品の数量と体化排出量
  - 再輸出加工手続きの下で輸入、加工して域内に流通：対象製品の数量および加工に使われた対象製品の体化排出量
  - 製品の原産国・生産された施設（分かる場合）

# 4 | CBAM報告書の作成 ① 提出、当局の評価と罰則

## (1) CBAM報告書の提出

- **実施規則付属書Iに列挙されるCBAM報告書の構成と記載項目に沿ってCBAM移行期登録簿に入力して提出**
- **大きく3つの欄で構成**
  - **一般情報**：報告申告者の基本的情報と報告期間など
  - **輸入した対象製品**：当期中に輸入した対象製品のCNコードや輸入量、原産国、輸入地域などをCNコードごとに集計して報告
  - **対象製品の排出量**：各対象製品の生産工程における排出量と適格な排出パラメータに関するデータと、それを裏付ける文書を施設ごと、生産方法ごとに報告

## (2) CBAM報告書の評価・訂正手続き

- 欧州委員会がCBAM移行期登録簿を利用して報告書を確認する場合がある
- 提出義務を順守していない場合や報告書に不備がある場合、当該国の**管轄当局に通知**
- **管轄当局は**欧州委員会の評価を基に3カ月以内に**評価を実施**
- **管轄当局が**訂正手続きを開始する場合は、**報告申告者に通知して追加情報を要求**
  - 必要な報告事項（付属書I）に従っていない
  - データ・情報が定められた報告義務や体化排出量の算出方法の要求事項に適合していない
  - 不正なデータ・情報を使用している など

## (3) 報告申告者への罰則の理由と罰金額

- CBAM報告書の提出義務を順守するために必要な措置を取らなかつた場合
- 報告書の不備による管轄当局の訂正手続きで必要な対応を取らなかつた場合
  - 罰金額：**未報告の体化排出量1トン当たり10~50ユーロ**（消費者物価指数に応じて増加）
  - 2回以上連續して不備のある報告書を提出した場合や遅延が6カ月を超える場合は、より高い罰金が科される

# 5 | CBAM報告書の作成 ②排出量のモニタリングと算出

## (1) 製品の生産ルートとシステム境界

**実施規則付属書II**：対象製品を製品分類にまとめ、製品分類別に**モニタリングの対象となる生産工程と生産ルート**（生産工程で使われる特定の技術や方法）、**投入材料（前駆体）を定める**

## (2) 排出量データを決定するための原則

**実施規則付属書III**：施設レベルの直接排出量、測定可能な熱のヒートフロー、間接排出量を含めた電力の排出量、投入材料（前駆体）について詳細に規定

### 鉄鋼製品のモニタリングの対象（例）

特別規定	生産ルート
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>適用される生産工程</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム境界は、銑鉄または直接還元鉄（DRI）、粗鋼、半製品から最終鉄鋼製品まで一貫生産の製鉄所での全工程を1つの工程としてカバー</li> <li>システム境界は、粗鋼、半製品、最終鉄鋼製品の生産をカバー</li> <li>システム境界は、粗鋼、半製品、または他の施設から受け取るか同じ施設内の別の生産工程で生産した最終鉄鋼製品から始まる最終鉄鋼製品の生産をカバー</li> </ul> </li> <li><b>以下の生産工程は鉄鋼製品の生産工程の対象となる</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各製品分類で要求されている銑鉄、DRIまたは粗鋼の個別の生産工程ではカバーしておらず、事業所で適用している生産工程で、製品分類「鉄鋼製品」の製品を生産するための全生産工程</li> <li>再加熱、再溶解、鋳造、熱間圧延、鍛造、酸洗、焼純、メッキ、塗装、亜鉛メッキ、伸線加工、切断、溶接、仕上げ、その他</li> </ul> </li> <li>製品が質量5%を超えるその他の材料を含む場合、鉄鋼の質量のみを生産した製品の質量として報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>直接排出量のモニタリングに含めるもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の生産工程に関連する燃料の燃焼から排出される全てのCO<sub>2</sub>排出、および燃焼ガスの処理からのプロセス排出量。生産工程には再加熱、再溶解、鋳造、熱間圧延、鍛造、酸洗、焼純、メッキ、塗装、亜鉛メッキ、伸線加工、切断、溶接、仕上げなどを含む</li> </ul> </li> <li><b>関連する前駆体（投入材料）</b>：いずれも生産工程で使用される場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>粗鋼、銑鉄、DRI、フェロマンガン、フェロクロム、フェロニッケル、鉄鋼製品</li> </ul> </li> </ul>

## (3) 生産工程の帰属排出量と製品の体化排出量の算出

**実施規則付属書IIIに示される計算式に則り、モニタリングで得たデータから生産工程に帰属する排出量を算出し、製品の体化排出量を求める**

### III. 今後の見通しと日本企業への影響

# 1 | 今後の見通し

## (1) CBAM規則の適用範囲の拡大

- カーボンリーケージのある**対象製品の拡大**（有機化学品とポリマーなど）
- 対象製品の**川下製品**の拡大
- **間接体化排出量**を含める対象製品の拡大
- 対象製品の**輸送と輸送サービス**における体化排出量への拡大
- 対象製品の**投入材料**で対象となるものの拡大

## (3) 実施法令・委任法令による規定の明確化

- 認可申請用フォーマットとCBAM登録簿での提出手続き
- CBAM申告書のフォーマットと記載事項の詳細、CBAM登録簿での提出手続き
- 付属書で定める検証の原則を適用するための詳細と適用除外
- 域外で支払った炭素価格を控除しCBAM証書を減らす方法
- CBAM登録簿のインフラと具体的なプロセス・手続き
- CBAM証書の販売・買取のタイミングや管理等
- CBAM証書の平均価格の計算方法
- 税関当局から管轄当局に提供する情報の範囲、提供の頻度・タイミング・方法等
- 対象製品の域内生産施設へのEU-ETS排出枠の無償割当に対応して、CBAM証書の購入量を調整する際の調整額の算出方法

## (2) CBAM規則が定める変更の可能性

- EUからの輸出に対する措置
- 遷回行為に対処した対象製品の変更
- 適用除外国の拡大・減少

## (4) 域外からの批判

- 開発途上国などのEUへの輸出競争力に影響を与える
- EU向けに輸出していた国の製品が他の国に向かい、EU域外で安価な輸入品が急増する
- CBAM規則と移行期間の実施規則はWTOの無差別規定に違反する
- 間接排出量を含めることは途上国の輸出に大きな影響を与える（データ収集と検証を含む報告や規則順守には多大な資源を要する）
- 気候変動対策の負担を開発途上国に転嫁するもの。政策の独立性を妨げる強制的な内容で、パリ協定の実施に貢献する能力を損いかねない
- 開発途上国とその産業界にとって不当で不公平な負担を強いいる。気候変動に最も脆弱な国々（アフリカ諸国や後発開発途上国、小島嶼開発途上国など）でもCBAMの対象から除外されていない

## 2 | 日本企業への影響と対応①

### 日本企業への影響

- 現時点での対象製品ではCBAMの直接的な影響は、日本からの輸出量の観点では限定的
  - セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム：日本からのEUへの輸出量は少ない。鉄鋼川下製品などでは影響出ている。
  - 電力：EUへの輸出は近隣諸国に限られる
  - 水素：現時点で貿易量は限られる
- 対象製品の全輸出量に対するEU向け輸出量：日本はわずか2% 影響が大きいのは発展途上国とEU近隣諸国など  
 カメルーン（93%）、ジンバブエ（87%）、モザンビーク（74%）、英国（69%）、  
 アルバニア（59%）……インド（19%）、  
 南アフリカ（17%）、米国（10%）、韓国（10%）、  
 中国（9%）  
 (出所：世界銀行「CBAM影響暴露指数」)
- 影響が出る可能性が考えられるケース：
  - 域外拠点で生産してEUに輸出している場合
  - EU向けだった安価な製品が日本や日本の輸出先に向かえば、競争を強いられる可能性も
  - 有機化学品とポリマーが今後対象となった場合には、EU向け輸出量も多いため影響が大きくなる可能性
  - 鋼材を使った製品など対象製品の川下製品で適用が広がれば、日本からの輸出にも影響が出る
- EU域外からEUに対象製品を輸出する企業：EUの輸入事業者から体化排出量に関する情報の提供を求められるため、排出量のデータのモニタリング・記録システムを導入と事務的な負担やコストの増大を強いられる
- EU域外の生産者：域内の輸入事業者が体化排出量の低い製品を選ぶ傾向が強まると予想され、排出量を削減する圧力が強まる。製品の体化排出量が新たな競争要素に
- EU域外で支払う炭素価格の適用により負担額に影響が出る。日本で2026年度から本格稼働する排出量取引制度「GX-ETS」では、自主設定した目標の未達分のみにカーボン・クレジットの購入を求められる → 控除できる炭素価格は一部にとどまる可能性も
- EU域内の現地法人：CBAM報告が輸入者の手間・負担に。域外からの原材料調達で間接コストの増加が見込まれ、対象製品が拡大すれば負担も増える
- EU域内で対象製品を輸入する企業：既存サプライヤーがCBAM対応コストを価格に転嫁する可能性
- その他：排出量の測定・報告を行っている企業でもCBAM規則への準拠で方法を変更する必要が出てくる可能性

# 3 | 日本企業への影響と対応②

## 本格導入に備えた対応と準備

### EU域内で輸入に関わる企業の対応・準備

- 自社の輸入品が対象製品に該当するか確認するとともに、規則の動向を監視して適用拡大や手続き詳細の確定など状況の変化に対応する
- 社内全体で対応するためCBAM管理の担当責任を明確化（グループ企業では集中して担当することを検討）
- 域外サプライヤーとの契約内容をCBAMでの情報入手などの点で見直す
- 本格適用までに検証を依頼できる検証者の確保
- CBAM規則に準拠した報告システムの構築
- 本格導入のコストの影響を事前に算定
- 製品の体化排出量の排出源やその地域などを把握し、必要であればサプライチェーンや調達戦略を見直す

### EU域外の生産者の対応・準備

- EU向けの自社製品が対象製品に該当するか確認し、規制の動向を監視して製品の適用拡大などを監視する
- EU域内の輸入業者に排出量のデータを求められる可能性があるため、適切なモニタリングの導入を検討する
- 原産国の炭素価格として控除できる支払い分があるか明確にし、必要な裏付け文書を確保する
- EU域外の生産施設をCBAM登録簿に登録できるため、登録を検討する。対象製品の輸入事業者はこれを通じて製品の体化排出量の検証に関する情報を入手できる。
- 製品の体化排出量を削減するため、サプライチェーンや調達戦略の見直し、排出量削減に向けた技術改善などに取り組む

# 主な参考資料

# 主な参考資料

## 1. CBAM規則 (2023年5月17日施行)

Regulation (EU) 2023/956 of the European parliament and of the council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/956/oj>

## 2. 移行期間の報告義務に関する実施規則 (2023年9月16日施行)

Commission Implementing Regulation (EU) 2023/1773 of 17 August 2023 laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period

[http://data.europa.eu/eli/reg\\_impl/2023/1773/oj](http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2023/1773/oj)

## 3. 欧州委員会が提供している各種ガイダンス等 (適宜改訂あり)

- EU域内の輸入事業者向け実施ガイダンス
- EU域外の施設運営事業者向け実施ガイダンス
- 域外事業者向け体化排出量データの提出用のテンプレート
- CBAM実施に関するQ&A
- CBAM移行期登録簿 (CBAM Transitional Registry)へのリンク  
※アクセスには拠点国の管轄当局への申請が必要
- 加盟国管轄当局のリスト (連絡先やウェブサイトのリンク等)
- 報告申告者ポータル (トレーダー用登録簿ポータル) のユーザーマニュアル
- セクター別のウェビナーやEラーニング、ファクトシート等へのリンク

[https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en#guidance](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#guidance)

# レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230036>



## レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部欧洲課



03-3582-5569



ORD@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

### ■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載